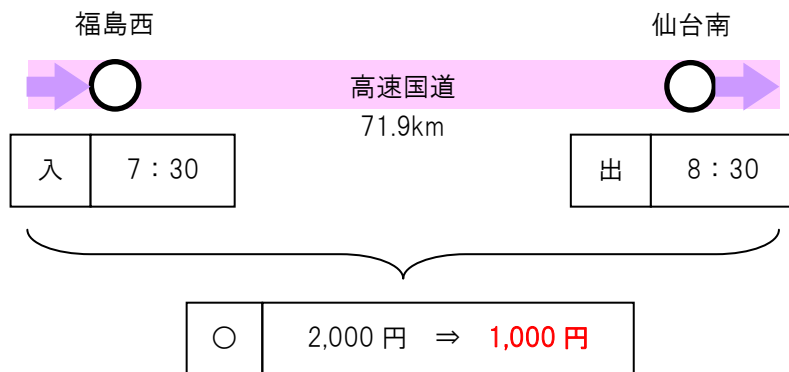


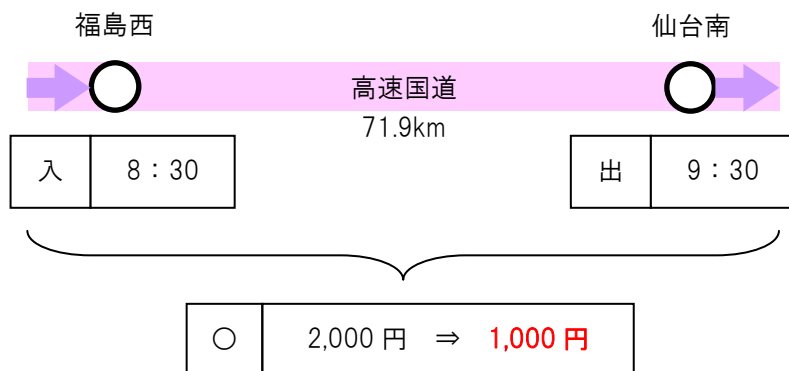
## ETC通勤割引 ご利用例

◎以下のご利用例は、**平日**に料金所をETC無線通信により走行することを前提としています(料金は普通車の場合)。

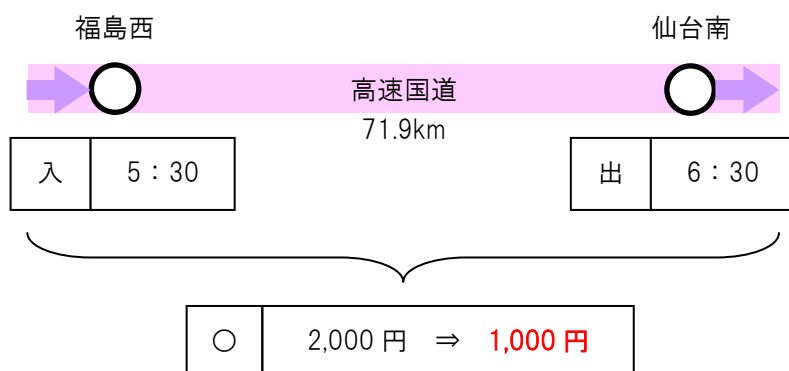
### 1. 100km 以内の区間を走行する場合



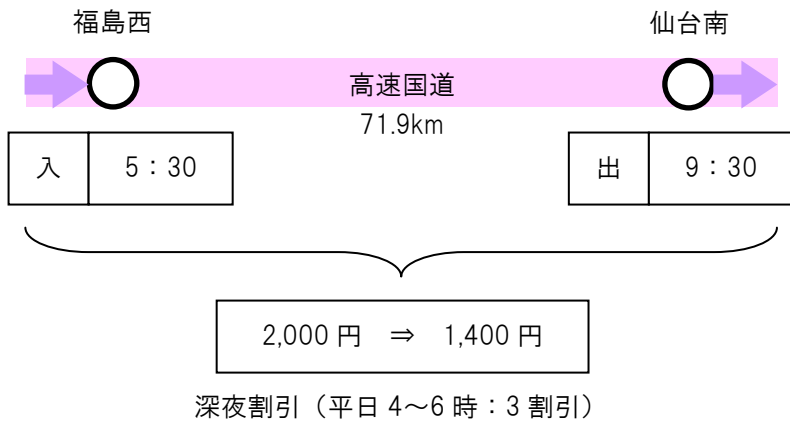
・入口の福島西料金所と出口の仙台南料金所の両方を6～9時の間に通過していますので、通勤割引が適用されます。



・入口の福島西料金所を6～9時の間に通過していますので、通勤割引が適用されます。



・出口の仙台南料金所を6～9時の間に通過していますので、通勤割引が適用されます。

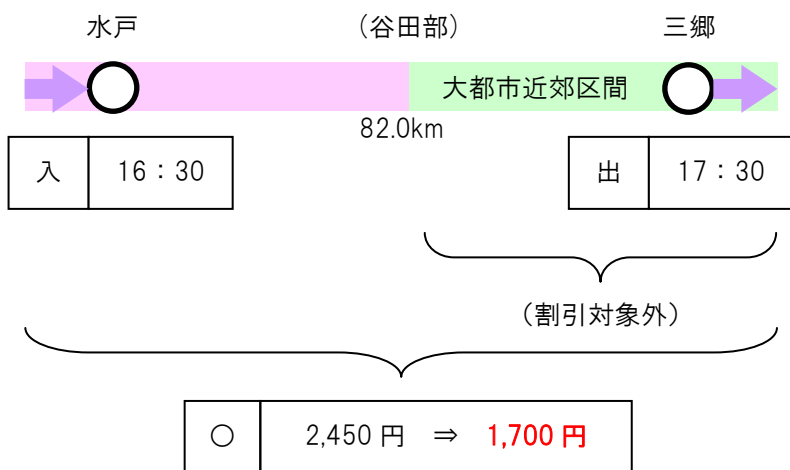


・どちらの料金所も6～9時の間に通過していませんので、通勤割引は適用されません。

・この例では、深夜割引(平日4～6時)と平日昼間割引の条件を満たしており、どちらも割引後料金は同額になりますので、深夜割引(平日4～6時:3割引)が適用されます。

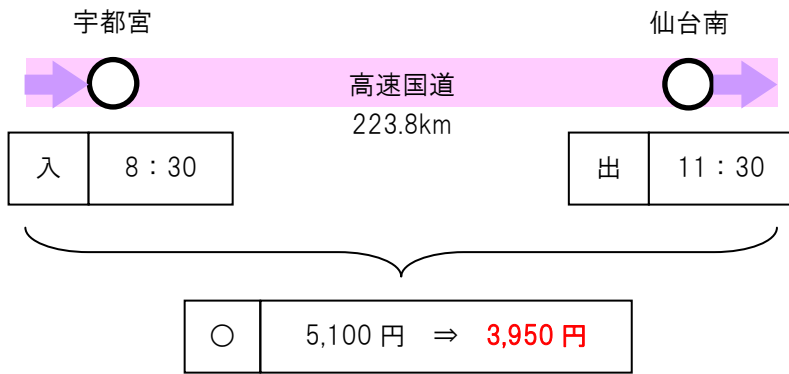


・入口の新座料金所を6～9時の間に通過していますが、練馬～東松山間は大都市近郊区間に該当しますので、この区間は割引対象外となります。そのため、東松山～高崎間の部分を50%割引として料金計算して、通勤割引が適用されます。



・出口の三郷料金所を17～20時の間に通過していますが、谷田部～三郷間は大都市近郊区間に該当しますので、この区間は割引対象外となります。そのため、水戸～谷田部間の部分を50%割引として料金計算して、通勤割引が適用されます。

## 2. 100km を超える区間を走行する場合

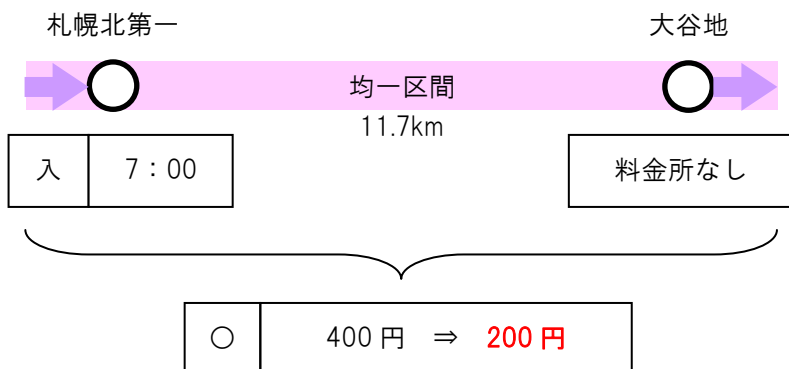


- ・入口の宇都宮料金所を6～9時の間に通過していますので、通勤割引が適用されます。通勤割引の対象となる宇都宮～仙台南間の距離が100kmを超えていますので、223.8kmのうち100km分を50%割引として料金計算します。



- ・入口の新座料金所を6～9時の間に通過していますので、通勤割引が適用されます。通勤割引の対象となる東松山～碓氷軽井沢間の距離は100km以内ですので、この部分を50%割引として料金計算します。

## 3. 均一制料金的高速国道(※1)を走行する場合

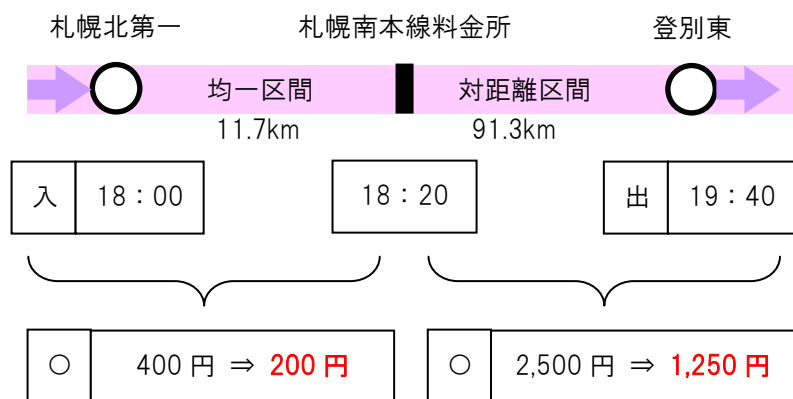


- ・料金をお支払いいただく料金所の通過時刻によって利用時間を確認します。

- ・札幌北第一料金所を6～9時の間に通過していますので、通勤割引が適用されます。

(※1)ご利用距離に関係なく一定額の料金をいただく区間のうち次の区間を指します。  
道央道・札樽道(札幌西～札幌南・札幌)、東名阪道(名古屋・高針JCT～名古屋西)

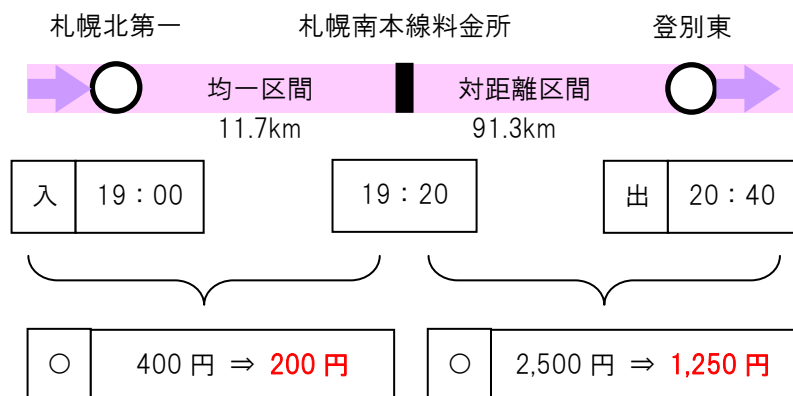
#### 4. 対距離制料金の高速国道と均一制料金の高速国道を連続して走行する場合



・均一制料金の区間は、その区間の料金をお支払いいただく料金所の通過時刻によって利用時間を確認します。対距離制料金の区間は、対距離制料金の区間の入口となる料金所及び出口となる料金所の通過時刻によって利用時間を確認します。

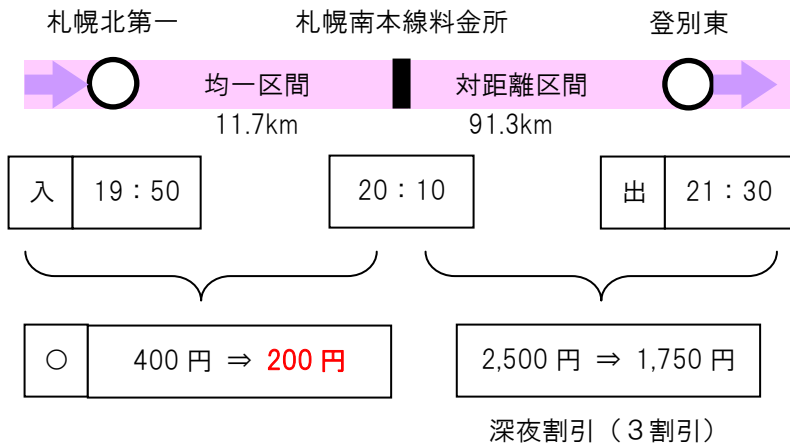
・均一区間は、札幌北第一料金所を17～20時の間に通過していますので、通勤割引が適用されます。

・対距離区間は、入口となる札幌南本線料金所と出口となる登別東料金所の両方を17～20時の間に通過していますので、通勤割引が適用されます。



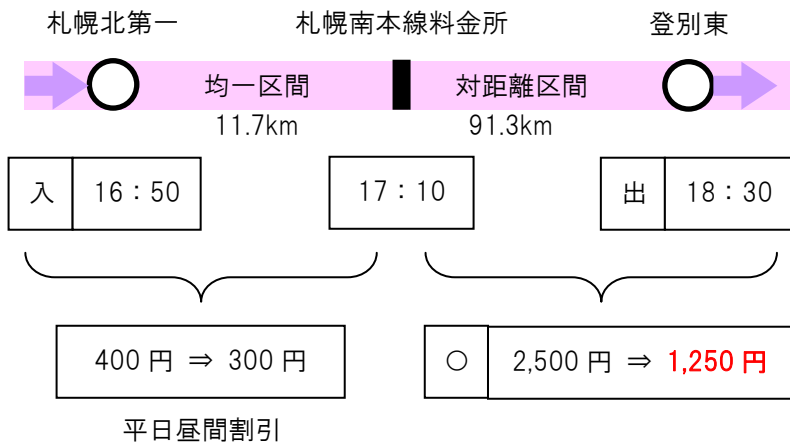
・均一区間は、札幌北第一料金所を17～20時の間に通過していますので、通勤割引が適用されます。

・対距離区間は、入口となる札幌南本線料金所を17～20時の間に通過していますので、通勤割引が適用されます。



・均一区間は、札幌北第一料金所を17～20時の間に通過していますので、通勤割引が適用されます。

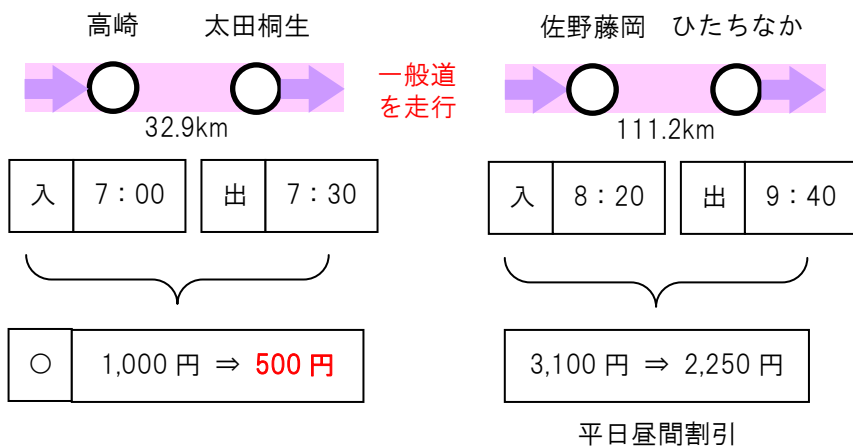
・対距離区間は、入口となる札幌南本線料金所と出口となる登別東料金所のどちらも17～20時の間に通過していませんので、通勤割引は適用されません。この例では、深夜割引(平日20時～翌0時:3割引)が適用されます。



・均一区間は、札幌北第一料金所を17～20時の間に通過していませんので、通勤割引は適用されません。この例では、平日昼間割引が適用されます。

・対距離区間は、入口となる札幌南本線料金所と出口となる登別東料金所の両方を17～20時の間に通過していますので、通勤割引が適用されます。

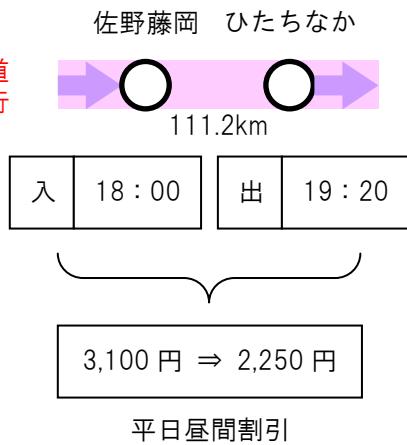
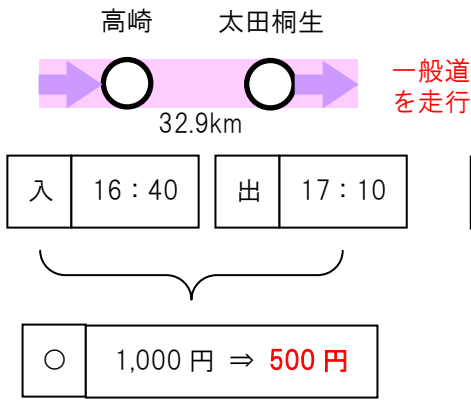
## 5. 同じ割引時間帯内に2回以上走行する場合



・通勤割引は、朝(6～9時)夕(17～20時)の各割引時間帯で最初の1回に限り適用されます。

・高崎～太田桐生間は、入口の高崎料金所と出口の太田桐生料金所の両方を6～9時の間に通過していますので、通勤割引が適用されます。

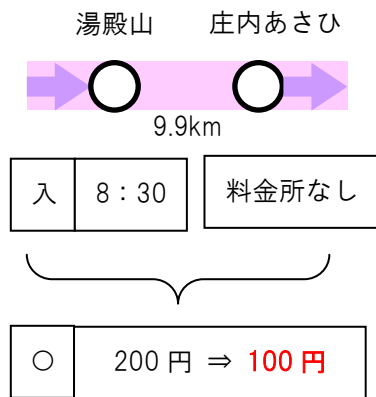
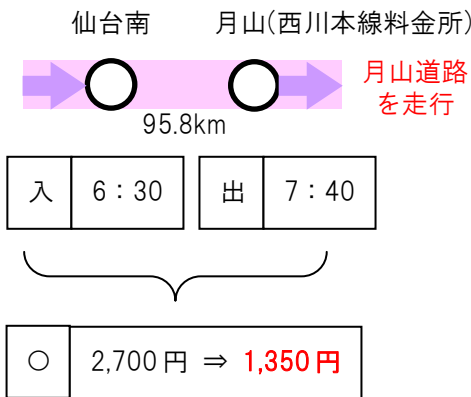
・佐野藤岡～ひたちなか間についても、入口の佐野藤岡料金所を6～9時の間に通過していますが、同じ朝の割引時間帯(6～9時)で2回目になりますので、通勤割引は適用されません。この例では平日昼間割引が適用されます。



・高崎～太田桐生間は、出口の太田桐生料金所を17～20時の間に通過していますので、通勤割引が適用されます。

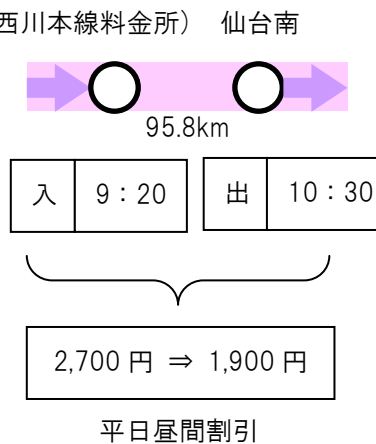
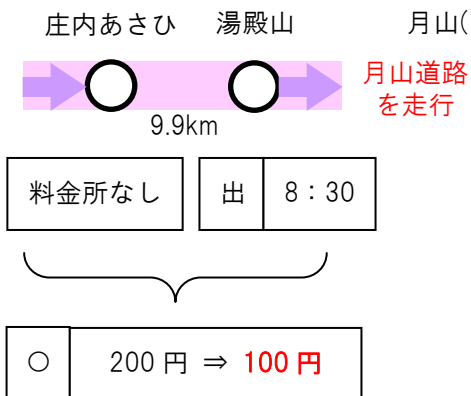
・佐野藤岡～ひたちなか間についても、入口の佐野藤岡料金所と出口のひたちなか料金所の両方を17～20時の間に通過していますが、同じ夕方の割引時間帯(17～20時)で2回目になりますので、通勤割引は適用されません。この例では平日昼間割引が適用されます。

## 6. 山形自動車道における特例



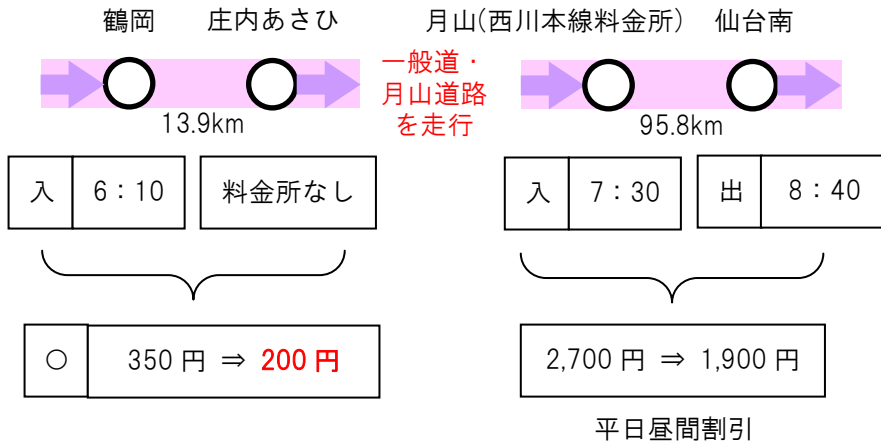
・山形道の月山ICと湯殿山ICを連続して走行する場合には、通勤割引の回数制限に特例があります。

・どちらの走行も入口または出口の料金所を6～9時の間に通過していますので、仙台南～月山間と湯殿山～庄内あさひ間の両方に通勤割引が適用されます。



・庄内あさひ～湯殿山間は、出口となる湯殿山料金所を6～9時の間に通過していますので、通勤割引が適用されます。

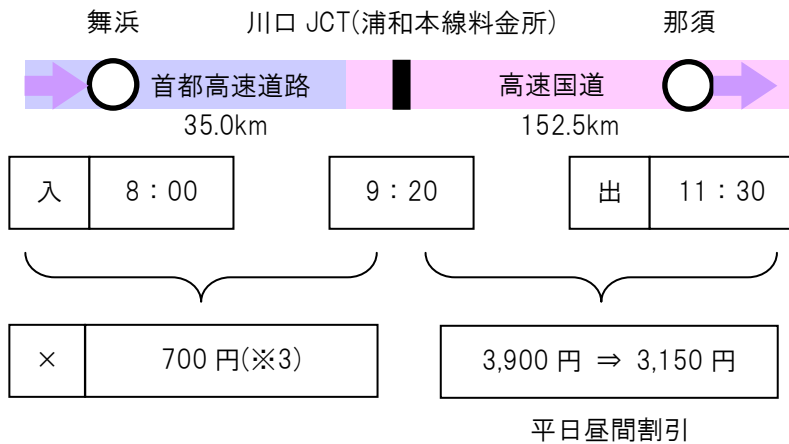
・月山～仙台南間については、入口となる西川本線料金所と出口となる仙台南料金所の通過時刻が通勤割引対象時間帯から外れていますので、通勤割引は適用されません。この例では、平日昼間割引が適用されます。



・鶴岡～庄内あさひ間は、入口となる鶴岡料金所を6～9時の間に通過していますので、通勤割引が適用されます。

・月山～仙台南間については、朝の通勤割引時間帯(6～9時)の2回目の走行になりますので、通勤割引は適用されません(湯殿山ICと月山ICを連続走行していないため、特例は適用されません)。この例では、平日昼間割引が適用されます。

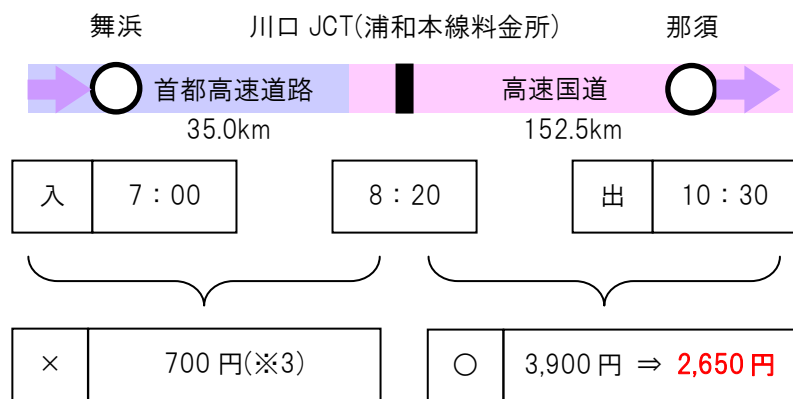
### 7. 首都高速道路などの都市高速道路等と高速国道を連続して走行する場合



・通勤割引は、高速国道の料金所を通過する時刻によって利用時間を確認します。都市高速道路等の料金所通過時刻は考慮しませんのでご注意ください。

・舞浜料金所(首都高速道路の料金所)の通過時刻は午前6～9時の間に該当しますが、首都高速道路での料金所通過時刻では通勤割引の適否を判断いたしません。

・川口 JCT～那須間は、高速国道の入口となる浦和本線料金所と出口となる那須料金所のどちらも午前6～9時の間に通過していませんので、通勤割引は適用されません。この例では、平日昼間割引が適用されます。



・高速国道の入口となる浦和本線料金所を午前6～9時の間に通過していますので、川口 JCT～那須間の料金に通勤割引が適用されます。

(※3)首都高速道路株式会社の実施する割引が別途適用される場合もございますので、詳しくはホームページでご確認ください。  
(⇒[詳しくはこちら](#))